

公告第87号

斜里町仲よしクラブ・児童館・ウトロ子どもセンター運営業務委託事業公募型プロポーザルの実施について

このことについて、下記のとおり公告する。

令和8年9月30日

斜里町長 山内 浩 彰

記

斜里町仲よしクラブ・児童館・ウトロ子どもセンター運営業務委託事業に係る公募型プロポーザル募集要領

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名 斜里町仲よしクラブ・児童館・ウトロ子どもセンター運営業務委託事業

(2) 事業目的

本町が設置する放課後児童健全育成施設（以下、「仲よしクラブ」という。）は、児童福祉法に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に適切な遊びと生活の場を与え、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、その健全な育成を図ることを目的として開設している。

また、児童館、ウトロ子どもセンターは、児童に健全な遊び・体験・交流の場を提供し、地域社会の中での子ども達の安全で安心な居場所づくりを推進していくことを目的としている。

仲よしクラブ・児童館・ウトロ子どもセンター運営に当たり、民間事業者が有する知識や経験、人材の活用により、良質で魅力的なサービスを提供するとともに、一括して業務委託を行うことで、支援員の雇用・配置調整や労務管理、各仲よしクラブ・児童館・ウトロ子どもセンターとの調整業務等の削減につなげ、事務の効率化を図ることを目的とする。

(3) 事業概要

①業務内容

「斜里町仲よしクラブ・児童館・ウトロ子どもセンター運営業務委託仕様書」のとおりとする。

②委託期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間とする。ただし、業務を継続することが適当でないと認めるときは、委託を取り消すことがある。

受託者は契約締結日から令和9年3月31日までの期間を準備期間とし、備品や施設等の確認、職員の確保や指揮命令系統の確立を行い、発注者から業務引継ぎ等を受けるものとする。

なお、当該準備期間に関する経費は、受託者が負担することとする。

③業務提案に係る委託料の見積上限額

令和9年度から令和11年度までの総額 296,264,000円（消費税非課税）以内

※本業務は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する第二種社会福祉事業であり、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に規定する消費税非課税事業に該当。

2. 関係法令等の遵守

事業の運営にあたっては、本募集要項のほか、次の関係法令等を遵守すること。

①児童福祉法（昭和22年法律第164号）

②放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準について（平成26年5月30日雇児発0530第1号）

③放課後児童クラブ運営指針（令和8年4月8日こ成環第267号）

④斜里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第20号）

⑤斜里町放課後児童健全育成事業（仲よしクラブ）実施要綱（平成27年要綱第14号）

⑥児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）

⑦児童館の設置運営について（第9次改正厚生労働省発雇児0515 第5号平成24年5月15日）

⑧児童館ガイドライン（令和6年12月3日こ成環第300号）

⑨斜里町児童館の設置及び管理に関する条例（平成30年条例第11号）

⑩斜里町児童館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成30年規則第2号）

⑪北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第108号）

⑫北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第20号）

⑬斜里町ウトロ子どもセンター事業実施要綱（平成30年要綱第23号）

⑭その他の関係法令等

⑮斜里町仲よしクラブ・児童館・ウトロ子どもセンター運営業務委託仕様書

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 委託業務を円滑に管理運営できる経営の規模及び能力を有する法人等であること。
- (2) 市町村税に滞納がないこと。
- (3) 消費税及び地方消費税に未納がないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次に掲げるものに該当しない者であること。
 - ①会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続の適用を申請したもので、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされていない者であること。
 - ②民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていない者であること。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。
- (6) 現に、建設工事請負業者入札参加資格審査、指名等の基準に関する規程（平成5年斜里町規程第2号）その他の法令の規定による指名停止を受けていないこと。この場合において国及び他の地方公共団体において指名停止を受けている場合も、この資格はないものとする。
- (7) 斜里町競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されたものであること。なお、共同企業体による参加は認めない。
- (8) 北海道内に本店または支店、若しくは営業所等を有していること。
- (9) 過去3年以内に北海道内で放課後児童健全育成事業の運営業務を履行した実績を有していること。

4. 事業者の募集及び選定の手順

事業者選定までのスケジュールは、以下のとおりとする。

内容	日程・期限
募集要項等の公表期間	令和8年9月30日（水）～令和8年10月9日（金）
参加申請書の提出	令和8年10月1日（木）～令和8年10月9日（金）
質問書の提出	令和8年10月19日（月）～令和8年10月22日（木）
質問書の回答	令和8年10月29日（木）まで

企画提案書の提出	令和8年10月30日（金）～令和8年11月9日（月）
プレゼンテーション	令和8年11月24日（火） ※詳細日程及び場所は参加者に後日連絡します。
選考結果通知の送付	令和8年11月下旬
契約手続き	令和8年12月上旬

5. 事業者の募集及び選定に関する事項

（1）募集する内容

事業者から次の項目について提案を募集する。

①導入スケジュール及び業務実施体制

②独自提案（本町の仕様書に定める事項にない有用な提案があれば記載すること）

（2）優先交渉権者の選定について

斜里町仲よしクラブ・児童館・ウトロ子どもセンター運営業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が、事業計画書等の書類審査のほか、プレゼンテーションや質疑応答の内容などについて審査する。

審査委員会は、審査の結果（候補者・次点候補者）を町長へ報告し、町長が、審査委員会の意見を踏まえ、業務受託者の候補者を選定する。

（3）事業者の選定

審査により選定した最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

6. 留意事項

- （1）参加予定者及び参加者は、選定委員会委員、町の関係職員、他の参加予定者及び他の参加者と本件提案についての接触（質問書の提出等正当な行為を除く。）を禁止する。なお、接触の事実等が認められた場合、失格になることがある。
- （2）提案書の作成・提出及びヒアリング出席等、審査参加に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- （3）提出された提案書等は、受託者の選定以外には使用しない。
- （4）提出された提案書等は、審査目的の範囲内で複製することがある。
- （5）提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とする。
- （6）本業務に関して、提案者が1者のみの場合であっても、審査会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

7. 手続き等

（1）担当部署

斜里町民生部児童育成課児童育成係

〒099-4192

北海道里郡斜里町本町12番地（担当：庄野）

電話：0152-26-8315（直通）

電子メール：sh.jidou@town.shari.hokkaido.jp

（２）配布資料

①プロポーザル募集要項

②様式集

③斜里町仲よしクラブ・児童館・ウトロ子どもセンター運營業務委託仕様書

④審査要領

⑤審査項目